

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章 CHAPTER 1



第1節

警察の組織

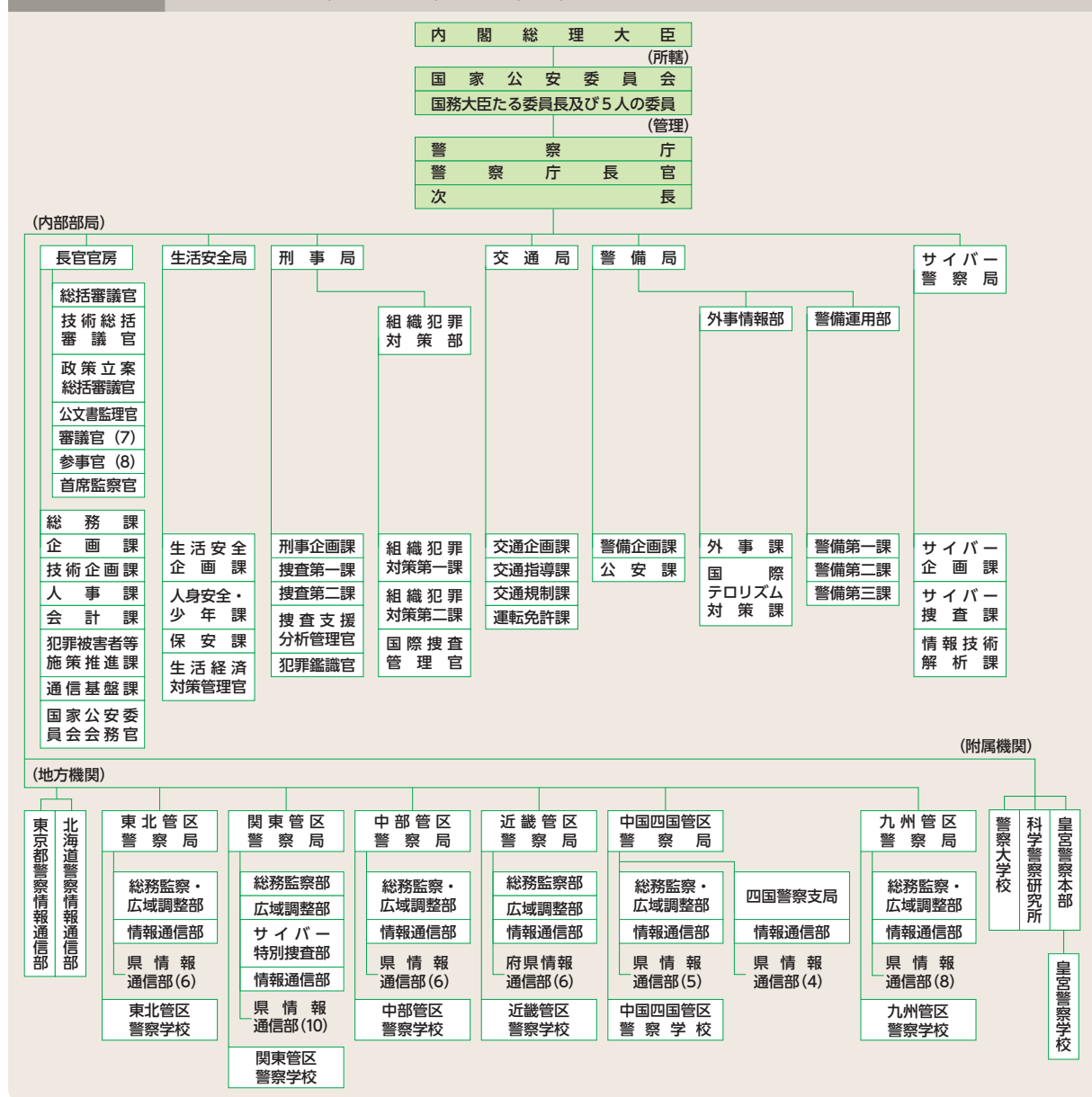
(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

原則として、執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている^(注)。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図表1-1 国の警察組織（令和8年（2026年）度）

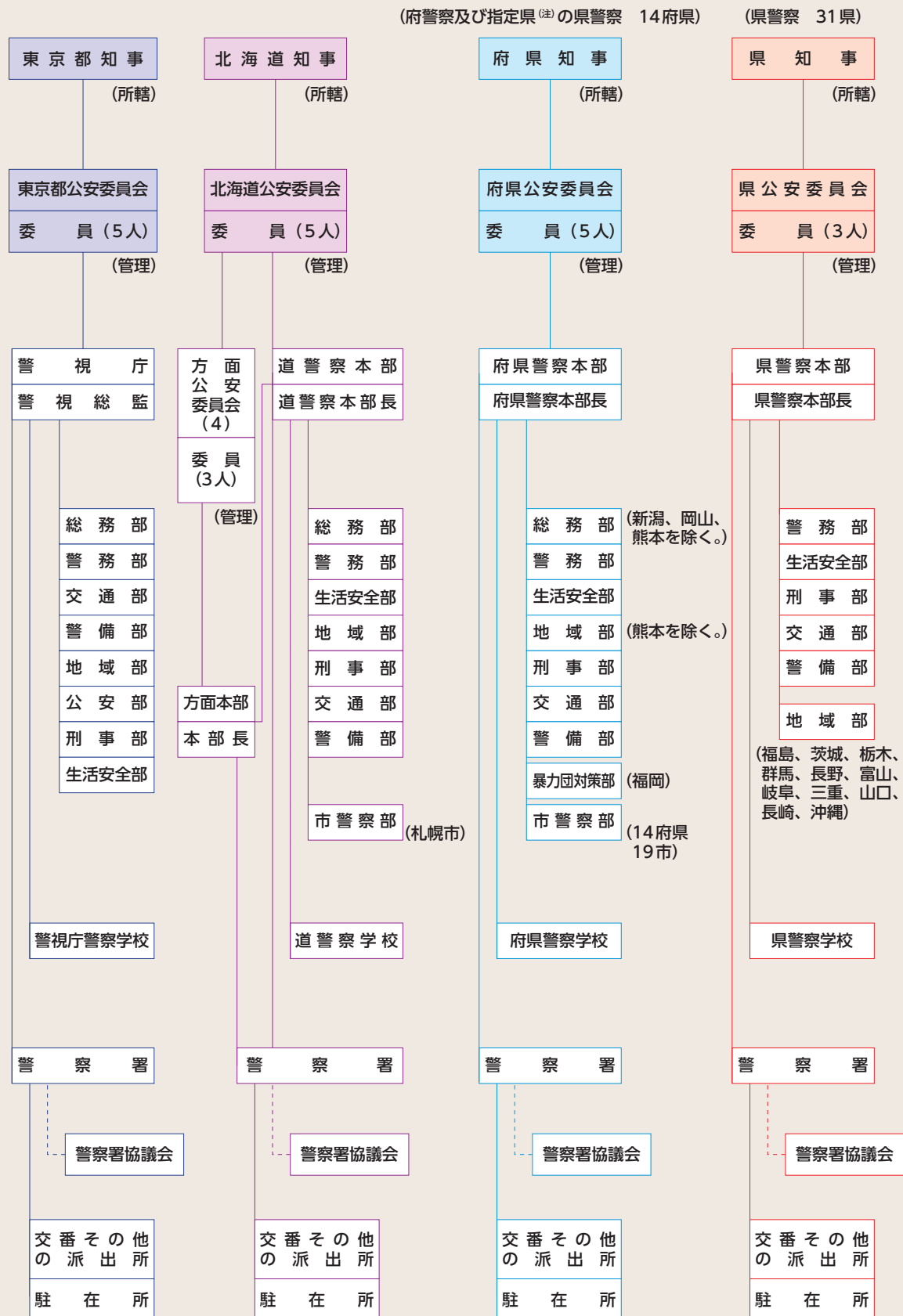


注：令和4年4月から、国家公安委員会の管理の下、警察庁が重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどることとなり、現在、関東管区警察局に設置されたサイバー特別捜査部が執行事務を担っている。

(3) 都道府県の警察組織

令和8年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,140の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織（令和8年（2026年）度）



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
 令和8年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（令和8年（2026年）6月1日現在）

委員長	あ か ま 二 郎	国務大臣、衆議院議員
委員	竹 部 幸 夫	元会社役員
委員	野 村 裕 知	元会社役員
委員	秋 吉 仁 美	元裁判官
委員	相 星 孝 一	元外交官
委員	佐 古 和 恵	大学教授

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警察官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属せられた事務を行うほ



国家公安委員会の定例会議

か、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介するとともに、電子メール等により国民からの要望、意見等を受け付け、警察庁を管理する上での参考としている。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

2：国家公安委員会ウェブサイト (<https://www.npsc.go.jp/>)



CASE ▶

令和7年11月、国家公安委員会委員長は、「全国暴力追放運動中央大会」に出席し、挨拶した。



「全国暴力追放運動中央大会」で挨拶する
国家公安委員会委員長

CASE ▶

令和7年6月、国家公安委員会委員は、富山県を訪れ、ヘリコプターによる上空視察を行い、遭難者の救助事例や令和6年能登半島地震による富山県内の被災状況について説明を受けた。



遭難者の救助事例等について説明を受ける
国家公安委員会委員

CASE ▶

令和7年9月、国家公安委員会委員は、警視庁の白バイ訓練所を訪れ、訓練を視察した。



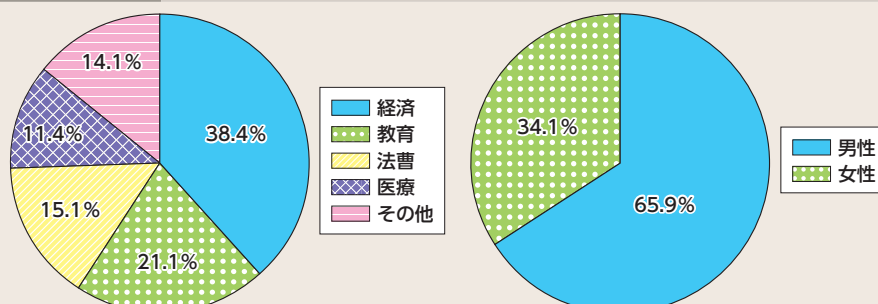
白バイ訓練所で訓練を視察する
国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（令和7年末現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



愛媛県公安委員会のウェブサイト

CASE ▶

令和7年2月、千葉県公安委員会委員は、千葉県警察と関係機関の災害警備合同訓練を視察し、救助部隊による活動状況を確認した。



災害警備合同訓練を視察する
千葉県公安委員会委員

CASE ▶

令和7年4月、青森県公安委員会委員は、熊等が出没した場合における措置内容、受傷事故防止対策及び装備資機材について説明を受けた。



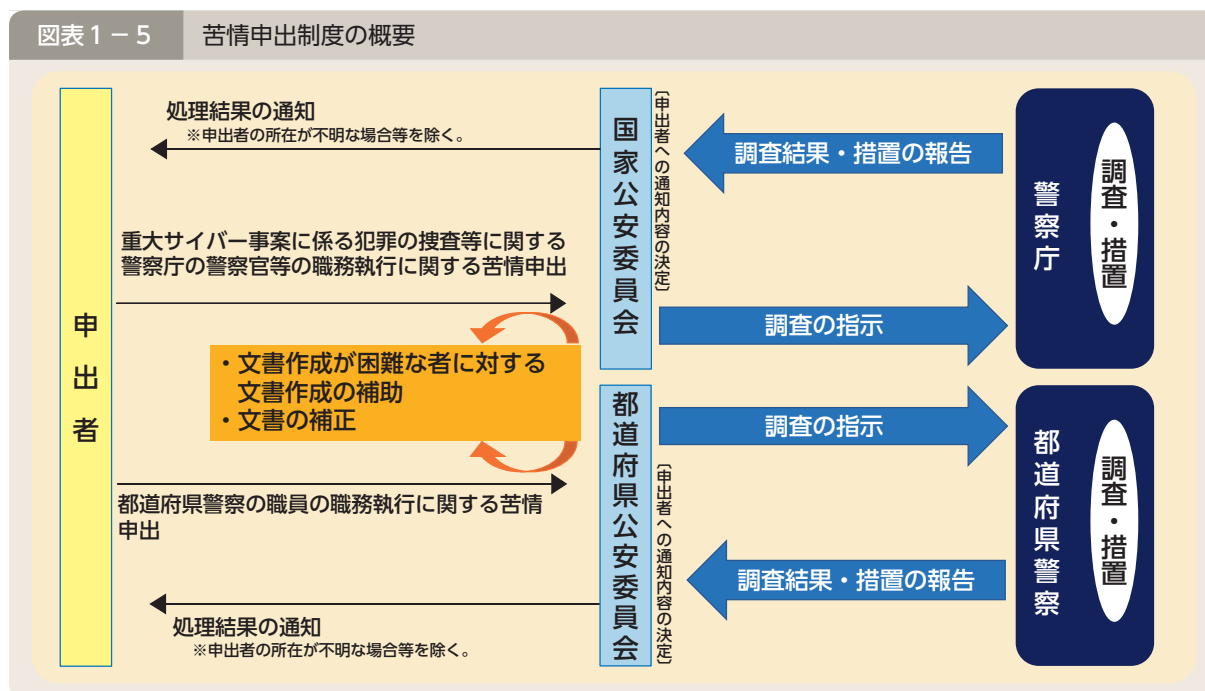
熊等被害対策に必要な装備資機材の説明を受ける
青森県公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により又はe-Govを通じて苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和7年中は、全国の都道府県公安委員会において1,673件の苦情を受理した。

また、令和4年4月から、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する警察庁の警察官等の職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し文書により又はe-Govを通じて苦情の申出をすることができ、国家公安委員会は、原則として処理の結果を文書により通知することとなった。

図表 1-5 苦情申出制度の概要



さらに、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

(4) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。令和7年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を11月に開催し、「公安委員会の在り方」等をテーマに公安委員会の役割を含めて意見交換を行った。

また、各管区及び北海道においても、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議を開催しており、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換を行っている。



全国公安委員会連絡会議

CASE

令和7年11月、九州管内公安委員会連絡会議が開催され、九州管内各県の公安委員会委員、国家公安委員会委員等が出席した。同会議では、警察運営の合理化・効率化等について、意見交換を行った。



九州管内公安委員会連絡会議

公安委員の声

公安委員3年目にして思うこと

富山県公安委員会委員

たけうち とみこ
竹内 登美子

委員就任 令和5年8月1日

私は、臨床看護学が専門であり、約30年間にわたり大学で教育・研究に携わってきました。県民の安全と命を守る警察官の職務は、誇りと使命感を持って働く看護師の職務と多くの共通点があると感じ、県民の思いを酌んで積極的に、警察の仕事をより良くするための助言や提言をしていこうと考えて、委員に就任しました。



逮捕術の訓練状況を視察する竹内委員

委員に就任してみると、警察官の仕事は犯罪の抑止や犯罪者の検挙といった治安維持にとどまらず、事故や災害対策、雑踏警備、家庭内トラブルの相談対応等、想像を超えて広範で多岐にわたることに驚かされました。また、厳格なテロ対策訓練や山岳救助訓練を視察し、職務に精励する警察官の真摯な姿に感銘を受けて、感謝と支援の気持ちがますます強くなったところです。

公安委員としての「警察の民主的管理と政治的中立性の確保を図るため、県民の良識を代表して警察の仕事に県民の考えを反映させる」という役割は、異なる分野の公安委員3名（現在は会社役員、病院長、そして私）で担っています。公安委員会の定例会議において、伝統的な警察の対応方式や管理体制等に疑問を持った際には、一県民の視点で意見を述べ、それに応じた返答を得ていますが、その場で納得した内容であっても後から疑問が生じることもあり、そのような際には県民の安全と命を守る観点から、誠意を持って再度話し合うように努めています。

また、富山県警察では、少子高齢化の進行やサイバー犯罪をはじめとする新たな治安リスクに対応するため、令和4年から県内14警察署を8警察署に再編する施策を進めてきました。再編前から警察署間の人員を統合運用する「ブロック運用」を実施しており、事件、事故等が発生した際に迅速に対応できたケースも報告されました。今後、警察力の強化が期待される中、拡大したブロックエリアの地域住民と警察の連携が一層深まるよう、警察署協議会等を通じて協力体制を強化していくことが重要であると考えています。

最後に、県民の安全と命を守る警察官には厳しい訓練が課され、高い規律性が求められており、その結果、多くの警察官が優れた身体能力や判断能力を備え、頼もしい存在となっています。しかし、常に緊張を強いられる職場環境では、バーンアウト（燃え尽き症候群）のリスクがあります。このため、メンタルヘルス支援や勤務時間の柔軟化等を通じて、泰然自若として職務に専念できるような健康的な職場環境の整備にも注力していきたいところです。警察官の心身の健康は、県民の安全・安心に直結すると考えています。